

令和 8 年 1 0 月 2 日

変更の認定の申請

農林水産大臣 殿

飲用牛乳のコスト指標作成推進会議
代表 渡辺 裕一郎

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 44 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を申請します。

記

1 変更申請者

(1) 名称（フリガナ）：

飲用牛乳のコスト指標作成推進会議

（インヨウギュウニュウノコストシヒョウサクセイスイシンカイギ）

(2) 住所：

（〒 1 0 1 - 0 0 6 2）

東京都千代田区神田駿河台 2 - 1 - 2 0 お茶の水安田ビル 5 階

(3) 代表者の氏名（フリガナ）：渡辺裕一郎（ワタナベユウイチロウ）

(4) 代表者の役職（フリガナ）：代表（ダイヒョウ）

2 変更事項

別紙様式のとおり。

3 変更の理由

法第 44 条第 1 項に規定する認定指標作成等団体を組織する者及び法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標の作成に参画する者である日本チェーンストア協会の脱退に伴い、同条第 3 項に規定する業務規程を変更する必要があるため。

別紙様式

3 変更事項 新旧対照表

変更後（注 1）	変更前（注 2）													
別記様式第 7 号 認定指標作成等団体の認定申請書 令和 8 年 3 月 2 6 日 <u>令和 8 年 1 0 月 2 日一部改訂</u> (略) 1 ～ 4（略） 5 構成員等 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体	別記様式第 7 号 認定指標作成等団体の認定申請書 令和 8 年 3 月 2 6 日 (略) 1 ～ 4（略） 5 構成員等 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体													
<table><tr><td>指定飲食料品等事業者等</td></tr><tr><td>一般社団法人 J ミルク</td></tr><tr><td>一般社団法人中央酪農会議</td></tr><tr><td>一般社団法人日本乳業協会</td></tr><tr><td>一般社団法人全国スーパーマーケット協会</td></tr><tr><td>一般社団法人日本スーパーマーケット協会</td></tr></table>	指定飲食料品等事業者等	一般社団法人 J ミルク	一般社団法人中央酪農会議	一般社団法人日本乳業協会	一般社団法人全国スーパーマーケット協会	一般社団法人日本スーパーマーケット協会	<table><tr><td>指定飲食料品等事業者等</td></tr><tr><td>一般社団法人 J ミルク</td></tr><tr><td>一般社団法人中央酪農会議</td></tr><tr><td>一般社団法人日本乳業協会</td></tr><tr><td>一般社団法人全国スーパーマーケット協会</td></tr><tr><td>一般社団法人日本スーパーマーケット協会</td></tr><tr><td><u>日本チェーンストア協会</u></td></tr></table>	指定飲食料品等事業者等	一般社団法人 J ミルク	一般社団法人中央酪農会議	一般社団法人日本乳業協会	一般社団法人全国スーパーマーケット協会	一般社団法人日本スーパーマーケット協会	<u>日本チェーンストア協会</u>
指定飲食料品等事業者等														
一般社団法人 J ミルク														
一般社団法人中央酪農会議														
一般社団法人日本乳業協会														
一般社団法人全国スーパーマーケット協会														
一般社団法人日本スーパーマーケット協会														
指定飲食料品等事業者等														
一般社団法人 J ミルク														
一般社団法人中央酪農会議														
一般社団法人日本乳業協会														
一般社団法人全国スーパーマーケット協会														
一般社団法人日本スーパーマーケット協会														
<u>日本チェーンストア協会</u>														

別記様式第 12 号

業務規程 第 1 条～第 4 条 （略） 第 5 条 1 ～ 5 （略） 6 会員の一覧は<u>下記の</u>とおりとする。 <u>一般社団法人 J ミルク</u> <u>一般社団法人中央酪農会議</u> <u>一般社団法人日本乳業協会</u> <u>一般社団法人全国スーパーマーケット協会</u> <u>一般社団法人日本スーパーマーケット協会</u> 第 6 条～第 15 条 （略） 付則 第 1 条～第 2 条 （略） 沿革 令和 7 年 12 月 23 日 施行 令和 8 年 1 月 21 日 一部改訂 令和 8 年 3 月 26 日 一部改訂 <u>令和 8 年 10 月 2 日 一部改訂</u> 別紙 （略）	業務規程 第 1 条～第 4 条 （略） 第 5 条 1 ～ 5 （略） 6 会員の一覧は<u>別に定める</u>とおりとする。 第 6 条～第 15 条 （略） 付則 第 1 条～第 2 条 （略） 沿革 令和 7 年 12 月 23 日 施行 令和 8 年 1 月 21 日 一部改訂 令和 8 年 3 月 26 日 一部改訂 別紙 （略）
--	---

指標の作成に参画する者の代表する段階及び所属する団体又は事業者名	指標の作成に参画する者の代表する段階及び所属する団体又は事業者名																				
<table border="1"> <tr> <th>代表する段階</th><th>団体名等</th></tr> <tr> <td>全段階</td><td>一般社団法人 J ミルク</td></tr> <tr> <td>生乳の生産・流通</td><td>一般社団法人中央酪農会議</td></tr> <tr> <td>牛乳の製造・加工</td><td>一般社団法人日本乳業協会</td></tr> <tr> <td>牛乳の販売</td><td>一般社団法人全国スーパーマーケット協会 一般社団法人日本スーパーマーケット協会</td></tr> </table>	代表する段階	団体名等	全段階	一般社団法人 J ミルク	生乳の生産・流通	一般社団法人中央酪農会議	牛乳の製造・加工	一般社団法人日本乳業協会	牛乳の販売	一般社団法人全国スーパーマーケット協会 一般社団法人日本スーパーマーケット協会	<table border="1"> <tr> <th>代表する段階</th><th>団体名等</th></tr> <tr> <td>全段階</td><td>一般社団法人 J ミルク</td></tr> <tr> <td>生乳の生産・流通</td><td>一般社団法人中央酪農会議</td></tr> <tr> <td>牛乳の製造・加工</td><td>一般社団法人日本乳業協会</td></tr> <tr> <td>牛乳の販売</td><td>一般社団法人全国スーパーマーケット協会 一般社団法人日本スーパーマーケット協会 <u>日本チェーンストア協会</u></td></tr> </table>	代表する段階	団体名等	全段階	一般社団法人 J ミルク	生乳の生産・流通	一般社団法人中央酪農会議	牛乳の製造・加工	一般社団法人日本乳業協会	牛乳の販売	一般社団法人全国スーパーマーケット協会 一般社団法人日本スーパーマーケット協会 <u>日本チェーンストア協会</u>
代表する段階	団体名等																				
全段階	一般社団法人 J ミルク																				
生乳の生産・流通	一般社団法人中央酪農会議																				
牛乳の製造・加工	一般社団法人日本乳業協会																				
牛乳の販売	一般社団法人全国スーパーマーケット協会 一般社団法人日本スーパーマーケット協会																				
代表する段階	団体名等																				
全段階	一般社団法人 J ミルク																				
生乳の生産・流通	一般社団法人中央酪農会議																				
牛乳の製造・加工	一般社団法人日本乳業協会																				
牛乳の販売	一般社団法人全国スーパーマーケット協会 一般社団法人日本スーパーマーケット協会 <u>日本チェーンストア協会</u>																				

注 1：変更を求める事項のみ記載する。

2：「変更前」は認定時に提出した申請書に記載されている事項を記載する。

3：変更前及び変更後の変更部分に、それぞれ下線を付す。